

令和3年3月定例会

宮古地区広域行政組合議会会議録

令和3年	3月23日	開会
令和3年	3月23日	閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第1号

令和3年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月25日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

1 期 日 令和3年3月23日（火）午後3時

2 場 所 宮古市役所5階議場

令和 3 年 3 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 定 例 会

令和 3 年 3 月 2 3 日（火曜日）

午後 3 時開議

議 事 日 程

諸 報 告

- | | | |
|-----|---|---|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 施策大綱説明 |
| 日程第 | 4 | 議案第 1 号 令和 3 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算 |
| 日程第 | 5 | 議案第 2 号 令和 2 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 | 6 | 議案第 3 号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 | 7 | 議案第 4 号 宮古地区広域行政組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償並びにその他特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 | 8 | 議案第 5 号 宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |

出席議員（１１名）

1 番	合 砂	丈 司 君	2 番	木 村	誠 君
4 番	阿 部	吉 衛 君	5 番	伊 藤	清 君
6 番	高 橋	秀 正 君	8 番	畠 山	拓 雄 君
9 番	落 合	久 三 君	1 0 番	豊間根	信 君
1 1 番	黒 沢	一 成 君	1 2 番	中 村	勝 明 君
1 3 番	藤 原	光 昭 君			

欠席議員（２名）

3 番	八重樫	龍 介 君	7 番	畠 山	昌 典 君
-----	-----	-------	-----	-----	-------

説明のための出席者

管 理 者	宮 古 市 長	山 本	正 徳 君
副管理者	宮古市副市長	佐 藤	廣 昭 君
事 務 局 長		大 森	裕 君
総 務 課 長		佐々木	俊 彦 君
施 設 課 長		田 中	晋 君
施 設 課 主 幹		坂 本	好 治 君
消 防 長		小 林	達 広 君
消 防 次 長 兼 総 務 課 長		中 村	光 宏 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長		畠 山	毅 君
指 令 課 長		石 田	康 典 君
宮 古 消 防 署 長		三 浦	正 成 君
岩 泉 消 防 署 長		和 山	勝 富 君

議会事務局出席者

書	記	坂 本	百 洪
書	記	舘 洞	秀 徳

◎開 会

- 議長（藤原光昭君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しましたので、これより令和3年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を開会いたします。
-

◎諸報告

- 議長（藤原光昭君） 諸報告を行います。

宮古地区広域行政組合監査委員から、地方自治法第199条第9項及び同法第235条の2第3項の規定により、令和2年度定期監査及び令和2年度一般会計の9月、10月、11月、12月、1月までの例月現金出納検査について報告があり、既にその写しを配付しておりますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤原光昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、9番、落合久三君、10番、豊間根信君を指名をいたします。

◎会期の決定

- 議長（藤原光昭君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定をいたしました。

◎施策大綱説明

- 議長（藤原光昭君） 日程第3、施策大綱説明について、管理者の説明を求めます。

管理者、山本宮古市長。

- 管理者（山本正徳君） 令和3年3月宮古地区広域行政組合議会定例会の開会に当たり、令和3年度当初予算に伴う施策の大綱を申し上げ、議員各位並びに宮古圏域住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東日本大震災の発生から10年がたちました。昨年、全国に拡大した新型コロナウイルス感染症の収束がいまだに見通せず、その影響が宮古圏域にも及んでおります。構成市町村におきましては、引き続き東日本大震災及び台風被害からの復旧復興と新型コロナウイルス感染症対策に重点を置かなければならない状況となっております。

当組合といたしましても、宮古圏域の共同処理事業につきまして、構成市町村及び関係団体と連携、協力し、積極的に取り組んでまいります。また、事務事業の内容を精査し、経費の節減を図るとともに、効率的かつ適切な運営となるよう努めてまいります。

それでは、令和3年度、当組合の共同処理事業を実施するに当たり、重点的に取り組む施策の概要について申し上げます。

一般廃棄物処理事務につきましては、地域住民の安定した生活に不可欠な事業であり、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下におかれましても、事業の継続が求められております。引き続き感染予防を徹底し、事業継続に向けた体制維持、強化に取り組んでまいります。

また、感染拡大に伴い休止しておりますフリーマーケットや再生品展示会などの資源循環型社会の形成に向けた取組につきましては、感染の収束状況等を踏まえながら、随時再開に向け取り組んでまいります。

一般廃棄物処理施設につきましては、施設ごとの長寿命化計画に基づく機能維持の推進と効率的な施設運営に努めるとともに、高度化する技術に対応するための人材育成について、計画的に取り組んでまいります。また、最終処分場の新設、整備を国の交付金事業として実施するため、循環型社会形成推進地域計画を策定し、事業承認に向けた関連事務を進めてまいります。

消防事務につきましては、管内住民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守るため、新型コロナウイルス感染症への予防対策を行いながら消防活動体制を強化するとともに、救急業務の高度化、火災予防行政の推進などによる総合的な施策を推進してまいります。また、昨年度導入をいたしました聴覚・言語機能に障がいをお持ちの方に対応したNet 119緊急通報システムのさらなる周知、利用促進を図ってまいります。

救急業務の高度化につきましては、近年の救急需要に対応するため、引き続き救急救命士を養成するとともに、救命率の向上を図るため、医療機関との連携によるメディカルコントロール体制の充実を図ってまいります。また、事業所や学校に対して応急手当ての知識と技術を広く普及させるなど、地域全体で救命率の向上に取り組んでまいります。

火災予防行政の推進につきましては、消防団や婦人防火クラブなどとの連携を図りながら住宅用火災警報器の設置率向上と併せて、適切な維持管理の指導に努め、住宅防火対策を推進してまいります。また、火災や事故を未然に防止するため、防火対象物及び危険物施設に対し、立入検査の計画的な実施や関係機関との連携などにより、引き続き防火安全対策に努めてまいります。

人材育成の充実につきましては、住民の安全・安心に対する期待や関心の高まり、災害の多様化、大規模化など消防需要の増大に対応するために、職員一人ひとりの能力を最大限に引き出し、組織力を高めていくことが重要となります。そこで、消防大学校や岩手県消防学校、医療機関などでの訓練や研修に積極的に参加し、職員の資質の向上を図ってまいります。

消防施設整備につきましては、施設整備計画に基づき、拠点施設の安全性、信頼性の確保を図るため、宮古消防署の変電設備及び浴室等の改修工事、地下タンクライニング工事を実施してまいります。また、消防車両につきましては、高規格救急自動車2台を更新、ボートトレーラーを新規に整備し、消防活動の充実強化を図ってまいります。

この施策の大綱を踏まえ、構成市町村の厳しい財政状況の中、令和3年度の事務事業

を計上いたしました。令和３年度の一般会計当初予算額は30億6,364万3,000円となり、前年度に比較して１億3,736万8,000円、4.3%の減となったところでございます。

宮古地区広域行政組合の管理者として、共同処理事業の責務を担うに当たり、予算の効率的な執行に配慮しながら、行政サービスの一層の向上のため、鋭意取り組んでまいります。

以上、令和３年度の宮古地区広域行政組合の施策の大綱を申し上げます。議員各位のご理解とご協力をお願いするとともに、令和３年度予算案にご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第１号 令和３年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

○議長（藤原光昭君） 日程第４、議案第１号 令和３年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大森事務局長。

○事務局長（大森 裕君） 予算書１ページをお開き願います。

議案第１号 令和３年度宮古地区広域行政組合一般会計予算についてご説明いたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,364万3,000円と定めるものでございます。

第２条は、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第３条は、地方自治法第220条第２項ただし書の規定による歳出予算の流用について定めるものでございます。

令和３年３月23日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

それでは、歳出からご説明いたしますので、９ページ、10ページをお開き願います。

１款議会費、１項議会費、１目議会費は、議会運営に要する経費で、１節報酬から12節委託料まで合計242万4,000円の計上でございます。主なものは、議員報酬及び旅費でございます。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費は、職員人件費など事務局の業務全般に要する経費で、１節報酬から次の11ページ、12ページにかけてとなります18節負担金補助及び交付金までの合計8,834万3,000円の計上でございます。

２目公平委員会費は、県への事務委託料で５万3,000円の計上でございます。

２項監査委員費、１目監査委員費は、１節報酬から11節役務費までの合計34万3,000円の計上でございます。

３款衛生費、１項保健衛生費、１目環境衛生費は、旧食肉処理センターの建物に係る保険料１万円を計上するものでございます。

２項清掃費、１目清掃総務費は、10節需用費及び12節委託料の合計１億6,216万1,000円の計上でございます。主なものは、構成町村のごみ収集に要する経費でございます。

2 目ごみ焼却施設費は、職員人件費などごみ焼却施設の管理運営に要する経費で、2 節給料から次の13ページ、14ページとなります26節公課費までの合計 3 億9,349万8,000 円の計上でございます。予算減額の主な理由は、ごみ焼却施設点検委託料の減、基本計画策定業務終了によるものでございます。

3 目埋立処分地施設費は、職員人件費など最終処分場の管理運営に要する経費で、2 節給料から次の15ページ、16ページとなります26節公課費までの合計 1 億3,248万7,000 円の計上でございます。予算減額の主な理由は、ダンプトラックの整備終了によるものでございます。なお、12節委託料、放射性セシウム濃度分析業務委託料には、特定財源として、国庫支出金、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金46万5,000円を充当するものでございます。

4 目し尿処理施設費は、職員人件費などし尿処理施設の管理運営に要する経費で、2 節給料から26節公課費までの合計 2 億2,125万3,000円の計上でございます。予算減額の主な理由は、し尿処理施設の活性炭入替業務の終了によるものでございます。

5 目汚泥混焼施設費は1,260万7,000円の計上で、10節需用費から12節委託料まで施設の管理運営に要する経費でございます。予算増額の主な理由は、施設の修繕費の増でございます。

6 目リサイクル施設費は、2 節給料から次の17ページ、18ページとなります26節公課費までの合計7,857万7,000円の計上で、職員人件費などリサイクル施設の管理運営に要する経費でございます。予算減額の主な理由は、施設修繕に係る事業の減でございます。

4 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費は、消防職員の人件費、消防・救急業務等に要する経費で、2 節給料から次の19ページ、20ページとなります26節公課費までの合計18億853万4,000円の計上でございます。予算増額の主な理由は、職員数の増加による人件費の増によるものでございます。特定財源として、県支出金、岩手県防災航空隊への職員派遣に伴う派遣職員人件費負担金741万円を充当するものです。

2 目消防施設費は、12節委託料から17節備品購入費までの合計 1 億2,669万5,000円の計上でございます。予算減額の主な理由は、消防緊急通信指令装置改修工事の終了及び救助工作車整備終了によるものでございます。なお、宮古消防署に配備予定の高規格救急自動車購入には、特定財源として、国庫支出金、緊急消防援助隊設備整備費補助金1,480万円を充当するものでございます。

5 款災害復旧費、1 項厚生労働施設災害復旧費、1 目衛生施設災害復旧費及び21ページ、22ページの2 項その他公共・公用施設災害復旧費、1 目消防施設災害復旧費は整理科目でございます。

6 款公債費、1 項公債費、1 目元金2,523万1,000円及び2 目利子142万5,000円の計上は、長期債元金及び利子の償還金を計上するものでございます。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費1,000万円は、突発的な機器の故障等に対応するため計上するものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、5 ページ、6 ページにお戻り願います。

なお、歳出でご説明いたしました特定財源につきましては、説明を省略させていただきます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目組合負担金は29億6,961万3,000円の計上で、構成市町村からの負担金でございます。1 節総務 1 億37万円、2 節衛生 9 億5,672万9,000円、3 節消防19億1,251万4,000円の計上でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料は、収入見込みにより土地等使用料13万4,000円の計上でございます。

2 項手数料、1 目衛生手数料は、収入見込みにより処理業許可、ごみ処理及びし尿処理の手数料について、合計4,446万8,000円の計上でございます。

2 目消防手数料は、収入見込みにより危険物取扱許可及び諸証明の手数料について、合計50万5,000円の計上でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金から次の7 ページ、8 ページの4 款県支出金、1 項県負担金までは、歳出の特定財源でご説明いたしましたので省略いたします。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入は、敷地貸付料で36万円の計上でございます。

2 項財産売払収入、1 目物品売払収入は整理科目でございます。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は整理科目でございます。

7 款諸収入、1 項組合預金利子、1 目組合預金利子は、収入見込みにより5,000円の計上でございます。

2 項雑入、1 目雑入は、収入見込みにより資源物売払代金など2,588万1,000円の計上でございます。

以上、歳入歳出それぞれ30億6,364万3,000円の計上で、前年度と比較をいたしまして、歳入歳出それぞれ 1 億3,736万8,000円の減額でございます。

付表といたしまして、23ページから26ページまで給与費明細書、27ページに地方債に関する調書を添付しております。

以上が令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計予算の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。質疑のある方は、予算書もしくは予算に関する説明資料のページ数を言ってから質疑に入るようお願いをいたします。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 1 号

令和 3 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

令和 3 年度宮古地区広域行政組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 0 6 3, 6 4 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 3 年 3 月 2 3 日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位・千円)	
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計	項	金 額
	款		
1	分担金及び負担金		2,969,613
		1 負担金	2,969,613
2	使用料及び手数料		45,107
		1 使用料	134
		2 手数料	44,973
3	国庫支出金		15,265
		1 国庫補助金	15,265
4	県支出金		7,410
		1 県負担金	7,410
5	財産収入		361
		1 財産運用収入	360
		2 財産売払収入	1
6	繰越金		1
		1 繰越金	1
7	諸収入		25,886
		1 組合預金利子	5
		2 雑入	25,881
** 歳 入 合 計 **			3,063,643

歳 出		(単位・千円)	
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計	項	金 額
	款		
1	議会費		2,424
		1 議会費	2,424
2	総務費		88,739
		1 総務管理費	88,396
		2 監査委員費	343
3	衛生費		1,000,593
		1 保健衛生費	10
		2 清掃費	1,000,583
4	消防費		1,935,229
		1 消防費	1,935,229
5	災害復旧費		2
		1 厚生労働施設災害復旧費	1
		2 その他公共・公用施設災害復旧費	1
6	公債費		26,656
		1 公債費	26,656
7	予備費		10,000
		1 予備費	10,000
** 歳 出 合 計 **			3,063,643

◎議案第2号 令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）

○議長（藤原光昭君） 日程第5、議案第2号 令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大森事務局長。

○事務局長（大森 裕君） 議案集2－1ページをお開き願います。

議案第2号 令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,020万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億535万7,000円とするものでございます。

令和3年3月23日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

初めに、歳出からご説明いたしますので、2－6ページ、2－7ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費144万6,000円の減額は、議員研修の中止及び会議録作成委託料の実績見込みによるものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費378万6,000円の減額は、8節旅費及び18節負担金補助及び交付金等の実績見込みによるものでございます。

2目公平委員会費1,000円の減額は、事務委託料の事業費確定によるものでございます。

2項監査委員費、1目監査委員費5万2,000円の減額は、1節報酬及び8節旅費の実績見込みによるものでございます。

3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費2,014万1,000円の減額は、施設運営費用の実績見込み及び事業の確定によるものでございます。

2－8ページ、2－9ページをお開き願います。

3目埋立処分地施設費798万1,000円の減額は、12節委託料の事業の確定及び17節備品購入費の確定によるものでございます。

4目し尿処理施設費1,636万9,000円の減額は、12節委託料の実績見込み及び事業の確定によるものでございます。

5目污泥混焼施設費91万8,000円の減額は、施設の運営に要する費用の10節需用費及び12節委託料の実績見込みによるものでございます。

6目リサイクル施設費172万6,000円の減額は、施設運営費用の実績見込み及び事業の確定によるものでございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費1,293万8,000円の減額は、2節給料から次の2－10ページ、2－11ページになります18節負担金補助及び交付金までの実績見込みによるものでございます。

2目消防施設費1,484万8,000円の減額は、12節委託料、14節工事請負費及び17節備品

購入費の事業確定によるものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、２－４ページ、２－５ページにお戻り願います。

１款分担金及び負担金、１項負担金、１目組合負担金８,２９７万３,０００円の減額は、１節総務５３７万７,０００円、２節衛生４,９８１万円、３節消防２,７７８万６,０００円をそれぞれ減額するもので、歳入のほかの科目の補正額及び歳出補正額に基づき調整し、補正するものでございます。

２款使用料及び手数料、１項使用料、１目総務使用料８万４,０００円の増額は、土地使用料の収入見込みによるものでございます。

２項手数料、１目衛生手数料８,０００円の増額は、処理業許可手数料の収入見込みによるものでございます。

３款国庫支出金、１項国庫補助金、１目衛生費国庫補助金４万２,０００円の減額は、廃棄物処理施設モニタリング事業の実績見込みによるものでございます。

７款諸収入、２項雑入、１目雑入２７１万７,０００円の増額は、東京電力株式会社の損害賠償金収入見込みによるものでございます。

以上が令和２年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第４号）の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第２号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。質疑のある方は、議案書のページ数を言ってから質疑に入るようお願いいたします。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

これより議案第２号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 2 号

令和 2 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 80,206 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,105,357 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 23 日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		2,980,940	△82,973	2,897,967
	1 負担金	2,980,940	△82,973	2,897,967
2 使用料及び手数料		50,979	92	51,071
	1 使用料	131	84	215
	2 手数料	50,848	8	50,856
3 国庫支出金		38,515	△42	38,473
	1 国庫補助金	38,515	△42	38,473
7 諸収入		30,472	2,717	33,189
	2 雑入	30,467	2,717	33,184
補正されなかった款項にかかる額		84,657		84,657
** 歳 入 合 計 **		3,185,563	△80,206	3,105,357

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		2,531	△1,446	1,085
	1 議会費	2,531	△1,446	1,085
2 総務費		85,364	△3,839	81,525
	1 総務管理費	84,974	△3,787	81,187
	2 監査委員費	390	△52	338
3 衛生費		1,048,445	△47,135	1,001,310
	2 清掃費	1,048,435	△47,135	1,001,300
4 消防費		2,012,564	△27,786	1,984,778
	1 消防費	2,012,564	△27,786	1,984,778
補正されなかった款項にかかる額		36,659		36,659
** 歳 出 合 計 **		3,185,563	△80,206	3,105,357

◎議案第３号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（藤原光昭君） 日程第６、議案第３号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林消防長。

○消防長（小林達広君） 議案集３－１ページをお開き願います。

議案第３号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、宮古地区広域行政組合火災予防条例に規定する事項について所要の改正をしようとするものでございます。

条例案の内容でございますが、第８条の３は、第４４条に急速充電設備を加えたことによる改正でございます。

第１１条の２は、急速充電設備の規制範囲の上限を５０キロワットから２００キロワットに拡大するとともに、第１号及び第１３号から第１６号に、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を追加するものでございます。

３－３ページの第４４条は、消防署長に設置を届け出なければならない火を使用する設備等に、急速充電設備を加えるものでございます。

次に、３－３ページから３－４ページにかけての附則でございますが、この条例は令和３年４月１日から施行するものとし、経過措置としまして、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている改正後の宮古地区広域行政組合火災予防条例第１１条の２に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によるものでございます。

以上が議案の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和３年３月２３日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第３号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 宮古地区広域行政組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償並びに
その他特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例

○議長(藤原光昭君) 日程第7、議案第4号 宮古地区広域行政組合議会の議員の議員
報酬及び費用弁償並びにその他特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大森事務局長。

○事務局長(大森 裕君) 議案集4-1ページをお開き願います。

議案第4号 宮古地区広域行政組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償並びにその他
特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明い
たします。

本条例案は、第1条で引用している地方自治法の改正に伴い、規定する条項について
改めようとするものでございます。

次に、附則でございますが、条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上が条例案の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和3年3月23日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、地方自治法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、こ
の条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(藤原光昭君) これより議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第５号 宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（藤原光昭君） 日程第８、議案第５号 宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林消防長。

○消防長（小林達広君） 議案集５－１ページをお開き願います。

議案第５号 宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正等に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る定義について、所要の改正をしようとするものでございます。

条例案の内容でございますが、附則の第２項について、新型コロナウイルス感染症の定義を、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症に改めるものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上が議案の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和３年３月２３日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第５号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

これより議案第５号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（藤原光昭君） 以上で本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和３年３月宮古地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 ３時４３分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

